

相模原市文化芸術コンクール参加等奨励金贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動に対する意識高揚を図るため、アマチュアを対象とした文化芸術コンクール（第3次さがみはら文化芸術振興プランにおいて定める文化芸術の範囲に限る。）に参加又は優秀な成績を修めたものに対し、奨励金を贈呈することに関し必要な事項を定める。

(贈呈の対象)

第2条 贈呈の対象は、市内に所在する団体（市立の小学校、中学校及び義務教育学校を除く。）又は市内に居住する個人で、相模原市長（以下「市長」という。）が認めたものとする。

(贈呈の基準)

第3条 贈呈の基準は、原則として、国、地方公共団体、全日本吹奏楽連盟、全日本合唱連盟又は法人格を有する公共的な団体が主催するコンクールで、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 全国規模又は国際規模のコンクールに予選等を経て参加する団体又は個人

(2) 全国規模又は国際規模の予選等がないコンクールにおいては市長が別に定める基準に該当する者

(3) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず特定の会員を対象としたコンクール及び本市が主催又は関連する事業は除くものとする。

(贈呈額)

第4条 贈呈額は、別表のとおりとする。

2 同一の大会において、団体部門と個人部門がともに贈呈の対象となった場合、原則として団体の贈呈を優先するものとする。

3 団体で参加し複数人が個人部門において優秀な成績を修めた場合、個人の金額に対象者数を乗じた額とする。ただし、団体の贈呈額を超えないものとする。

(申出)

第5条 奨励金を受けようとするものは、関係書類を添えて、原則として次に掲げる期日までに市長へ申し出るものとする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者は、コンクール開催14日前までに報告をする。

(2) 第3条第1項第2号に該当する者は、受賞決定後速やかに報告をする。

(奨励金の贈呈)

第6条 市長は、前条の規定による申出があった場合において、相当と認めるときは奨励金を贈呈する。

(結果報告)

第7条 第3条第1項第1号の規定に該当するものについては、コンクールの終了後速やかに参加結果を市長へ報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位 円）

コンクールの 区分	贈呈額	
	団体	個人
全国規模の大会	30,000	5,000
国際規模の大会	50,000	10,000

備考 この表において、金額は上限を示し、上記金額の範囲内で贈呈するものとする。

同一の団体又は個人の贈呈は、一年度につき一回までとする。